

新

認可・認定基準等の整理表

別

認定基準等の項目等		準拠する 認可基準	幼保連携型(認可)	幼稚園型(認定)	保育所型(認定)	特定認可外保育施設型(認定)
対象児童	0～2歳児		保育を必要とする子ども			
	3～5歳児		全ての子ども			
基 準	職員配置	0～2歳児	〈保育所基準〉	0歳児 概ね3人につき1人 1、2歳児 概ね6人につき1人		
		3～5歳児	〈保育所基準〉	3歳児 概ね15人につき1人 4、5歳児 概ね25人につき1人		
	学級編制	3～5歳児	〈幼稚園基準〉	3、4、5歳児は1学級30人以下(学級担任は専任) 3歳児は1学級25人以下。ただし、3歳児で1学級25人を超えて30人以下の学級編制を行う場合は、各学級ごとに専任の教諭1人を加配(県独自)		
	職員資格	園長		教諭免許状(専修又は一級免許状)・保育士資格を有し、かつ、5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者。 ※「同等の資質」を有する者も可	教育・保育及び子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理・運営を行う能力を有する者。	
		職員	0～2歳児	〈保育所基準〉	保育士資格	
			3～5歳児	幼稚園基準及び保育所基準	保育士資格・幼稚園教諭免許の併有又はいずれかの資格を有すること	
		学級担任		〈幼稚園基準〉	幼稚園教諭免許 ※保育所型、特定認可外保育施設型については、特例あり。	
		教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者		〈保育所基準〉	保育士資格 ※幼稚園型、特定認可外保育施設型については、特例あり。	
		〈配置基準〉		〔必要な職員の種類〕 (ア) 必置職員 ○園長 ○保育教諭 ○学校医 ○学校歯科医 ○学校薬剤師 (イ) 例外的に置かないことができる職員 ○調理員(1名以上は調理師又は栄養士、管理栄養士) (ウ) 園長が園長資格8(3)該当の場合に必置となる職員 ○副園長(又は教頭、主幹保育教諭) 幼稚園教諭免許・保育士両方が必要	〔必要な職員の種類〕 (ア) 必置職員 ○園長 ○保育教諭 ○学校医 ○学校歯科医 ○学校薬剤師 (イ) 例外的に置かないことができる職員 ○調理員(1名以上は調理師又は栄養士、管理栄養士) (ウ) 園長が園長資格8(3)該当の場合に必置となる職員 ○副園長(又は教頭、主幹保育教諭) 幼稚園教諭免許・保育士両方が必要	〔必要な職員の種類〕 (ア) 必置職員 ○施設長 ○保育士 ○嘱託医 (イ) 例外的に置かないことができる職員 ○調理員(1名以上は調理師又は栄養士、管理栄養士) (ウ) 園長が園長資格8(3)該当の場合に必置となる職員 ○副園長(又は教頭、主幹保育教諭) 幼稚園教諭免許・保育士両方が必要

〔参考資料〕

認可・認定基準等の整理表

別表

認定基準等の項目等			準拠する認可基準	幼保連携型(認可)	幼稚園型(認定)	保育所型(認定)	特定認可外保育施設型(認定)
対象児童	0～2歳児			保育を必要とする子ども			
	3～5歳児			全ての子ども			
基準	職員配置	0～2歳児	〈保育所基準〉	0歳児 概ね3人につき1人 1、2歳児 概ね6人につき1人			
		3～5歳児	〈保育所基準〉	3歳児 概ね15人につき1人（3歳児は令和10年3月31日まで、4、5歳児は保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるとき） 4、5歳児 概ね25人につき1人			
	学級編制	3～5歳児	〈幼稚園基準〉	3、4、5歳児は1学級35人以下(学級担任は専任) 3歳児は1学級25人以下。ただし、3歳児で1学級25人を超えて35人以下の学級編制を行う場合は、各学級ごとに専任の教諭1人を加配(県独自)			
	職員資格	園長		教諭免許状(専修又は一級免許状)・保育士資格を有し、かつ、5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者。 ※「同等の資質」を有する者も可	教育・保育及び子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理・運営を行う能力を有する者。		
		職員	0～2歳児	〈保育所基準〉	保育士資格・幼稚園教諭免許の併有	保育士資格	
			3～5歳児	〈幼稚園基準及び保育所基準〉		保育士資格・幼稚園教諭免許の併有又はいずれかの資格を有すること	
			学級担任		〈幼稚園基準〉	幼稚園教諭免許 ※保育所型、特定認可外保育施設型については、特例あり。	
		教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者		〈保育所基準〉	保育士資格 ※幼稚園型、特定認可外保育施設型については、特例あり。		
		〈配置基準〉		〔必要な職員の種類〕 (ア) 必置職員 ○園長 ○保育教諭 ○学校医 ○学校歯科医 ○学校薬剤師 (イ) 例外的に置かないことができる職員 ○調理員(1名以上は調理師又は栄養士、管理栄養士) (ウ) 園長が園長資格8(3)該当の場合に必置となる職員 ○副園長(又は教頭、主幹保育教諭) 幼稚園教諭免許・保育士両方が必要	〔必要な職員の種類〕 (ア) 必置職員 ○園長 ○保育教諭 ○学校医 ○学校歯科医 ○学校薬剤師	〔必要な職員の種類〕 (ア) 必置職員 ○施設長 ○保育士 ○嘱託医 (イ) 例外的に置かないことができる職員 ○調理員(1名以上は調理師又は栄養士、管理栄養士)	〔必要な職員の種類〕 (ア) 必置職員 ○園長 ○保育教諭 ○学校医 ○学校歯科医 ○学校薬剤師 (イ) 例外的に置かないことができる職員 ○調理員(1名以上は調理師又は栄養士、管理栄養士) (ウ) 園長が園長資格8(3)該当の場合に必置となる職員 ○副園長(又は教頭、主幹保育教諭) 幼稚園教諭免許・保育士両方が必要

『認定こども園自己点検・自己評価の手引』

(2) 関係条文等

新旧対照表

新	旧												
P43 ⑯ 県条例：認定こども園の認可等に関する条例 （幼保認定型こども園の設備及び運営の基準） 第3条 略 <table><tr><td>府省令第4条第2項</td><td><u>30</u>人以下</td><td><u>30</u>人（<u>満3歳以上満4歳未満の園児で編制される学級であって、担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭又は保育教諭が1人であるものについては、25人</u>）以下</td></tr><tr><td colspan="3">以下略</td></tr></table> 2 3 略 第5条 略 ○県条例 附則 1～8 略	府省令第4条第2項	<u>30</u> 人以下	<u>30</u> 人（ <u>満3歳以上満4歳未満の園児で編制される学級であって、担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭又は保育教諭が1人であるものについては、25人</u> ）以下	以下略			P43 ⑯ 県条例：認定こども園の認可等に関する条例 （幼保認定型こども園の設備及び運営の基準） 第3条 略 <table><tr><td>府省令第4条第2項</td><td><u>35</u>人以下</td><td><u>35</u>人（<u>満3歳以上満4歳未満の園児で編制される学級であって、担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭が1人であるものについては、25人</u>）以下</td></tr><tr><td colspan="3">以下略</td></tr></table> 2 3 略 第5条 略 ○県条例 附則 1～8 略	府省令第4条第2項	<u>35</u> 人以下	<u>35</u> 人（ <u>満3歳以上満4歳未満の園児で編制される学級であって、担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭が1人であるものについては、25人</u> ）以下	以下略		
府省令第4条第2項	<u>30</u> 人以下	<u>30</u> 人（ <u>満3歳以上満4歳未満の園児で編制される学級であって、担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭又は保育教諭が1人であるものについては、25人</u> ）以下											
以下略													
府省令第4条第2項	<u>35</u> 人以下	<u>35</u> 人（ <u>満3歳以上満4歳未満の園児で編制される学級であって、担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭が1人であるものについては、25人</u> ）以下											
以下略													

附 則（令和 8 年 6 月 12 日条例第 27 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における 1 学級の園児数の基準（満 3 歳以上満 4 歳未満の園児で編制される学級であって、担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭又は保育教諭が 1 人であるものに係る当該基準を除く。）については、この条例による改正後の認定こども園の認可等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 14 年 3 月 31 日までは、なお従前の例による。

新規追加